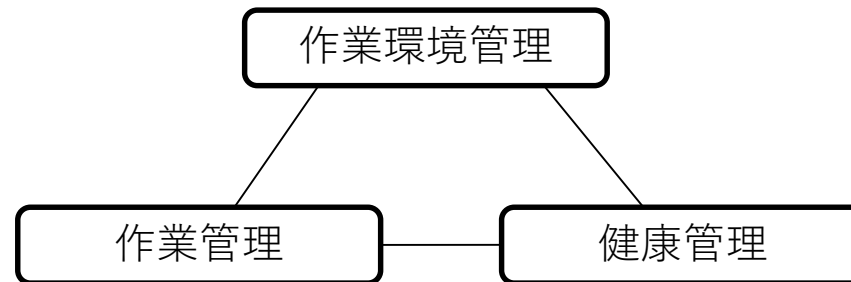


**事業場における化学物質等の管理・対策について
(作業環境管理、作業管理及び健康管理の関係について)**

1 労働衛生管理の基本（労働衛生の3管理）

- 労働者の健康障害を防止するための対策は、「作業環境管理」、「作業管理」、「健康管理」の3つの管理から構成されており、これらを総合的に管理するために総括安全衛生管理者、衛生管理者（安全衛生推進者）、産業医（保健師等）などによる労働衛生管理体制を構築することとされている。
- 「作業管理」は労働者のばく露を防止する又は軽減させるためのもの、「作業環境管理」は労働者のばく露防止や軽減に加え、ばく露状況をモニタリングするためのもの、「健康管理」は最終的に労働者の健康にばく露による影響が出ているかどうかをチェックするためのものと整理できる。
- こうしたことからも、3管理は、本来相互に密接に関連しながら行われるべきものである。

発散抑制措置等によりできるかぎり作業現場への拡散を抑えるとともに、作業環境測定を行って作業環境中の有害因子の状態を把握し、良好な状態を維持するもの



有害要因のばく露や作業負荷を軽減するような作業方法を定めて、それが適切に実施させるように管理するもの（作業環境の改善が行われるまでの間の一時的な措置として保護具を使用させることなども含まれる）

労働者個人の健康の状態を健康診断によりチェックし、健康の異常を早期に発見したり、その進行や増悪を防止するための労務管理上の措置をするもの

2 労働衛生の3管理の連携に関する考え方の整理

(1) 作業管理と作業環境管理

- 労働安全衛生法に基づく「作業環境管理」の原則は、発散源の密閉化や局所排気等により有害物の作業場への発散を抑制し、健康への影響が生じないレベルにまで、作業中の有害物の濃度を低く保つことにある。
- 一方で、以下のような場合は、「作業管理」によるばく露の防止が重要となる。
 - ・ 発散源の密閉化をはじめとする発散抑制措置が難しく、気中濃度を十分に低く保つことが困難で第三管理区分からの改善ができない場合
⇒ ばく露防止のため、保護具の厳格な使用・管理や、作業時間の短縮化などの「作業管理」対策が必要となる。
 - ・ 皮膚・眼障害や皮膚からの吸収など、直接接触による有害性がある物質を取り扱う場合
⇒ 発散源からの隔離が難しい場合、ばく露防止のため保護具の厳格な使用・管理が必要となる。
- 作業管理と作業環境管理の連携について、今後以下の検討が必要ではないか。
 - ▶ 実態として第三管理区分の作業場が増加傾向にある中、有害物の気中濃度を十分に低く保つことが困難な場合として、具体的にどのようなものがあるのか。また、困難な理由は何か。
 - ▶ 上記のように「作業環境管理」の原則に基づくことが難しい場合に、ばく露防止のための方策として、どのような仕組みが必要か。
 - ▶ 有害物の気中濃度を十分に低く保つことが困難な場合に加え、オルトートルイジンによる膀胱がん発生事案など直接接触による有害性がある物質を原因とする重大な労働災害も発生している中、保護具の適切な選択、管理、使用を担保するためには、どのような仕組みが必要か。
 - ▶ 新たな管理の仕組みを支える専門家の確保・育成。

2 労働衛生の3管理の連携に関する考え方の整理

(2) 作業環境管理と健康管理

- 労働安全衛生法に基づく「作業環境管理」の原則は、作業場においてどのような作業を行う場合でもばく露を抑制し、健康への影響が生じないように、作業中の有害物の濃度を低く保つことにあることを踏まえると、理論的には、第一管理区分に保たれている作業場においては、直接接触により健康障害が発生するおそれがある化学物質を取り扱っている場合を除き、ほとんどすべての労働者に健康障害は発生しないと考えられる。
- 一方で、特定化学物質障害予防規則においては、第一管理区分が維持されていたとしても、常時特定化学物質を取り扱う労働者については、健康診断の実施が義務づけられている。これは、直接接触により健康障害が発生するおそれがある化学物質を取り扱っている場合を除き、「健康管理」によるダブルチェックの意味合いがあると考えられる。
- なお、有機溶剤中毒予防規則においては、健康診断について以下の特例措置が設けられている。

<有機溶剤中毒予防規則>

第31条 事業者は、第29条第2項、第3項又は第5項の健康診断を3年以上行い、その間、当該健康診断の結果、新たに有機溶剤による異常所見があると認められる労働者が発見されなかったときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、その後における第29条第2項、第3項又は第5項の健康診断、第30条の有機溶剤等健康診断個人票の作成及び保存並びに第30条の2の医師からの意見聴取を行わないことができる。

2 前項の許可を受けようとする事業者は、有機溶剤等健康診断特例許可申請書（様式第4号）に申請に係る有機溶剤業務に関する次の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 作業場の見取図

二 作業場に換気装置その他有機溶剤の蒸気の発散を防止する設備が設けられているときは、当該設備等を示す図面及びその性能を記載した書面

三 当該有機溶剤業務に従事する労働者について申請前3年間に行った第29条第2項、第3項又は第5項の健康診断の結果を証明する書面

2 労働衛生の3管理の連携に関する考え方の整理

(2) 作業環境管理と健康管理

○ 作業環境管理と健康管理の連携について、リスクアセスメントのリスクの程度に応じて必要な対策を講じるという考え方も参考にしつつ、今後以下について検討を進めてはどうか。

▶ 作業環境管理と健康管理両方実施することのメリット・デメリットについてどう考えるか。例えば以下が挙げられるか。

<メリット>

- ・健康障害防止のためのセーフティネットとしての確実性が上がる
- ・作業環境管理又は健康診断が適切でなかった場合に、不適切性に気付く端緒が確保できる
- ・過去に高濃度でばく露した遅発性物質による健康影響を把握できる

<デメリット>

- ・科学的妥当性、リスクという観点では、取り扱っている化学物質によっては、必要以上の措置を求めている可能性がある（国際的にみても過度な措置）

▶ 直接接触により健康障害が発生するおそれがある化学物質を取り扱っている場合を除いて、作業環境管理が適切に行われ、気中の有害物質の濃度が管理濃度以下に維持されている場合等は、当該物質に係る健康診断の実施を免除する又は頻度を少なくするような仕組みは考えられるか。

<具体的な論点>

- ・具体的にどのような要件を求めるべきか（どのくらいの期間管理濃度以下に維持されていることが必要か、個人ごとのばく露濃度の把握は必要ないか等）
- ・有機溶剤中毒予防規則のように、新規有所見者がいないことも要件とするべきか
- ・健康診断の免除又は頻度の緩和を行う場合、どの程度行うべきか（免除する期間、頻度の緩和の程度等）
- ・健康診断の緩和を行うことについて、具体的な懸念点・問題点はあるか
- ・作業環境が良好に維持されている場合に健康診断の緩和をする仕組みは、作業環境を改善するインセンティブとなるか。また作業環境管理を支える人材育成につながるか。

2 労働衛生の3管理の連携に関する考え方の整理

(2) 作業環境管理と健康管理

- ▶ 健康診断の緩和の仕組みを導入する場合、労働基準監督署等の許可や、高度な知識・経験を有する専門家などその妥当性を客観性をもって判断できる者の関与など、妥当性を確保するための仕組みとしてどのようなものが考えられるか。

<具体的な論点>

- ・ 健康診断の緩和の判断は、事業場内においては誰が、どのような立場で判断すべきか
 - ※ 労働安全衛生法上、労働者数50人以上の事業場には、第三者的な専門職として、作業環境管理や健康管理を行う立場にある産業医がいるが、平成27年に日本医師会が産業医に対して実施したアンケートによると、産業医の中で、作業環境管理に実際に関与している割合は4分の1程度
 - ※ 衛生委員会はどのように位置づけるべきか
- ・ 健康診断の緩和について、行政や外部専門家はどのように関与すべきか
- ▶ 健康診断の緩和の仕組みを設ける場合は、緩和が認められている事業場において、適切に作業環境が管理されていることを確認・モニタリングするための以下の仕組みは考えられるか。

<具体的な論点>

- ・ 緩和が認められている事業場には、作業環境測定結果の報告を義務付けること
- ・ 定期的にインダストリアル・ハイジニスト等の外部専門家の確認を義務付けること

2 労働衛生の3管理の連携に関する考え方の整理

(2) 作業環境管理と健康管理

- ▶ 作業環境管理と健康管理の連携をより効果的・効率的なものとするため、健康診断において、異常所見の有無をより適切に判断することができるように、特殊健康診断の実施機関に作業環境測定結果を提供することは考えられるか。

なお、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断では、どの化学物質に係る健康診断においても、「作業条件の簡易な調査」が項目として設けられており、その中で環境中の化学物質の濃度に関する情報等について医師が聴取することとなっている。

<令和2年3月4日付け基発0304第3号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」>

2 改正の内容及び留意事項

(2) 有機則の一部改正（改正省令第2条関係）

ア 有機溶剤に係る特殊健康診断の項目（有機則第29条関係）

- (ア) 「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、有機溶剤の蒸気の発散源からの距離、保護具の使用状況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査するものであること。このうち、環境中の有機溶剤の濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があること。

また、経皮吸収されやすい化学物質については、皮膚への付着が常態化している状況や、保護具を着用していない皮膚に固体、液体又は高濃度の気体の状態で接触している状況等がある場合に過剰なばく露をしているおそれがあるため、必ず皮膚接触の有無を確認すること。